十　肥料
十一　ゴムくず
十二　木材
十三　穀類
十四　銑鉄及び鋼材
十五　わら工品
十六　その他季節的に出回る貨物又は主としてばら積み若しくは満船積みを通例とする貨物

（安全管理規程の内容）

第七条の四　一般旅客定期航路事業者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一～五　（略）

第七条の四の二・第七条の四の三　（略）

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

第七条の五　法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の六　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の四の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第七条の四の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（旅客名簿の作成等）

第十二条　法第十五条に規定する旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　次のイ又はロに掲げる旅客の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項
イ　ロに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名
（削る）
ロ　（略）
五・六　（略）

2　（略）

（安全管理規程の内容）

第七条の二　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一～五　（略）

第七条の二の二・第七条の二の三　（略）

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

第七条の三　法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の二の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第七条の二の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（旅客名簿の作成等）

第十二条　旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）
四　次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
イ　ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名
ロ　外航船舶の旅客（ハに掲げる旅客を除く。）　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号
ハ　（略）
五・六　（略）

2　（略）